

お知らせ

行田市現場代理人の常駐規定の緩和について（追記）

概 要

1 兼務できる工事等の数について

500万円未満の工事の取扱いを明確にするため、「2（1）兼務できる工事等の数について」において、「**なお、請負代金額が500万円未満の工事は件数に含めないものとする。**」を追記しましたのでお知らせします。

適用日等

令和7年6月1日から適用します。

令和7年5月31日以前に公告等した工事にも適用できるものとします。

問合せ先

行田市役所総務部契約検査課
E-mail keiyaku@city.gyoda.lg.jp
TEL 048-556-1111